



2015.7.5

No. 258

MONTHLY

れんごう

<http://www.rengo-hokkaido.gr.jp>

発 行

日本労働組合総連合会 北海道連合会

〒060-8616 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル6F TEL (011) 210-0050

発行責任者

出 村 良 平

center@rengo-hokkaido.gr.jp

「2015平和行動 in 沖縄」北海道代表団を派遣 沖縄戦終結から70年の節目、平和への思い新たに

凄惨な沖縄戦の終結から70年という節目の年を迎える中、戦没者の靈を慰める「慰靈の日」と定められた6月23日に合わせ、2015平和行動 in 沖縄が実施された。連合北海道は21日から25日の5日間、沖縄が直面している問題を学習し、今後の平和運動をさらに進めていくため10名の北海道代表団を派遣した。

北海道獨自行動として、22日、学習会を開催した。第一部学習会では、沖縄国際大学前泊博盛教授より「安倍政権と沖縄基地問題」と題し、講演をいただいた。「在日米軍=ウルトラマン説の検証」という独自のユニークな視点で、在日米軍をウルトラマン、日本を侵略する外国軍を怪獣に例え、日米地位協定や抑止力論などの関係に置き換え、その問題性を分かりやすく解説された。また、現在の政権についてもふれ「安倍総理は日本は主権国家だと高らかに宣言している。そうであるならば、在日米軍に対しても、日本の領土・領海・領空においては日本国内法を適用すべき。これが主権行使すること。そうすれば日米地位協定も必要ない。それで法を侵したのなら、罰則を与える。罰則のない法律は何の意味もない」と批判し、「疑うことが民主主義を育てる。疑うことやめたら民主主義は崩壊する。疑うことから始め、自分で確認できない限り信用しない、そのことが日米安保体制、安保法制全体の問題に言えること」と語った。

第二部学習会では、フリージャーナリストの屋良朝博さんに「辺野古の現状」と題し講演をいただいた。本土決戦の捨て石にされた沖縄に、なぜ今なお基地があるのかなど詳しく述べた。その中で「沖縄の民意が全く無視されても、これは仕方ない」という雰囲気が日本の中にある。そういう雰囲気が、なぜ作られているのか。1944年アメリカ軍が日本と琉球の間にはアメリカが政治

的に利用しうる軋轢の潜在的な根拠があると分析している。この軋轢が何かという構造的差別である。」と語った。そして「安倍政権が国際貢献と言うのであれば、災害支援・人道支援活動の分野で歩みを進めるべき。日本の自衛隊はこの分野でトップクラスにあり、そうしたネットワークを築いていけばアジア・太平洋地域のために貢献できる。ぜひ、連合にはそういった建設的な政策を打ち出して欲しい」と提言された。

翌23日、連合本部主催の2015平和オキナワ集会へ参加した。第一部として「これから平和運動と次世代への継承を考える」をテーマに、パネルディスカッションが開催され、平和4行動のひとつである根室・北海道を代表して、連合北海道斎藤信青年委員長がパネリストを務めた。斎藤委員長は「北方領土はいまだ不法占拠されており、現在も起きている問題。国の問題という認識が強く、自分達の力で何とかなるという意識が薄いが、地元に住む青年層がしっかり受け継ぎ、学習する中から問題を知っていくことが大事」と提起した。第二部の式典で主催者挨拶に立った連合本部古賀伸明会長は、「日米地位協定の抜本的見直しなくして課題は解決しない。沖縄の負担軽減については喫緊かつ重要な課題であり、普天間基地問題の解決は急務との認識にある。それを辺野古に移設することについては、単なる沖縄県内でのたらい回しにすぎない。政府は日本の安全保障について、沖縄の負担と犠牲によって成り立っているとの現実に正面から向き合い、日本全体の問題としてとらえ、沖縄県民の思いや気持ちを斟酌する姿勢を示すことが必要」と述べた。

平和メッセージとして、連合北海道を代表し山上潔会長代行が挨拶に立ち、北海道の問題として矢白別における実弾移転訓練で演習地外に着弾した重大事故について



沖縄国際大学・前泊教授



フリージャーナリスト・屋良氏



連合北海道・斎藤青年委員長(右)

ふれ、米軍の軍事演習によって危険と隣り合わせに生活している現状を訴えた。また現在、国会で審議されている安全保障関連法案について「法案の曖昧さや拡大解釈によって、自衛隊の海外での活動内容や範囲が広がることなどの危険性が明らかとなってきた。特に米軍基地が密集する沖縄では危険が一層高まることは容易に想定できる」と現政権を批判した。

最終日の24日は、フィールドワークとして南部戦跡を回り、ひめゆり平和祈念資料館や沖縄県平和祈念資料館では、戦争体験者の残した言葉や壮絶な映像等を通し



連合北海道・山上会長代行



フィールドワークの北海道代表団



デモ行進する北海道代表団

ワークルール検定が全国一斉開催 北海道、東京、静岡、山口で約500人が受検

ワークルール検定初級が6月28日、一斉開催された。今回は北海道（札幌・北見・稚内）、東京、静岡、山口で開催され、約500人が受検した。午後からは中級検定が開催され、約150人が受検した。札幌会場では学生から70歳代の方などがブラックバイトに関する問題など多岐にわたる内容を必死に解いていた。

「ワークルール」とは、働くときに必要な法律や決まりのこと。いま、職場でワークルールが守られない場面が多くなってきている。グローバル化による企業間競争の激化や労働法の規制緩和、働き方の多様化などが進行しているにもかかわらず、労働者にも使用者にもワークルールの知識が乏しい。知識が欠如している原因としては、ワークルールを知る機会が少ないことがあげられる。高校や大学で適切な教育がなされず、また、職場でもワークルールについて話し合ったり、ルールの適用に

ついて相談する機会もあまりないのが現状。このような状況のなかで、ワークルールを知りたいというニーズは確実に広がっている。リストラや労働条件の引き下げから自分や仲間を守るために、ワークルールの基礎知識はとても役に立つ。また、企業にとっても、コンプライアンスを守り、働きやすい職場環境をつくるためにはワークルールの知識は欠かせない。それら知識の獲得を応援・支援するのが、この「ワークルール検定」である。

[この記事のアドレス](http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=1575)



労働者保護ルール改悪阻止 労働者派遣法改正案 衆議院通過に抗議!

厚生労働省北海道労働局に対して6月22日、「労働者派遣法改正案」の衆議院可決に抗議する要請行動を実施した。労働者派遣法改正法案は、“生涯派遣で低賃金”の派遣労働者を拡大させるとともに、現在の派遣労働者の雇用不安を増大させる内容である。十分審議を尽くさずに衆議院可決に至ったこと



に強い憤りを覚えるものであり、抗議内容を塩崎厚生労働大臣並びに、厚生労働省本省に対して、上申するよう要請した。連合北海道からは、出村事務局長、渡辺・岡島副事務局長、齊藤組織対策局長、小倉組織労働局次長が出席。北海道労働局からは、中村職業安定部長、山谷需給調整事業課長が出席した。

渡辺副事務局長から、要請書に沿って4点の課題を説明した。中村職業安定部長から「働く人々を支える労働組合の声として重く受け止め、厚生労働省本省に伝えていく。

派遣労働は、労働力の迅速的確なマッチングとして機能している一面もあるが、登録型派遣などはネガティブな面もないわけではないと認識している。今後も派遣労働者の就業環境の整備に向けて啓発、指導監督を滞りなく十分に実施していきたい」などの表明があった。出村事務局長からは、「派遣は一時的、臨時のであるはずが、低待遇のまま常態化することに強く危惧を覚えている。これだけ

短期間に法案が逆方向にぶれる例も稀であり、労働者保護のための派遣法が雇用の不安定化を招くことに強く抗議する」と改めて強く要請した。意見交換の中で、リーマンショックの時には北海道においても派遣切りにあった方の駆け込み寺を設置した経緯や、労働者からの生の声など北海道の非正規労働者の実情を伝えた。

[この記事のアドレス](http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=1069)

労働者派遣法改正法案の衆議院可決に関する談話

1. 労働者派遣法改正法案が6月19日、衆議院本会議において可決された。同法案は“生涯派遣で低賃金”の派遣労働者を拡大させるとともに、現在の派遣労働者の雇用不安を増大させる内容である。審議の中で、直接雇用化などの「雇用安定措置」の実効性が全くないことなど、問題点が次々と明らかになってきたにもかかわらず、十分な審議が尽くされないまま衆議院可決に至ったことは誠に遺憾である。

2. 同法案は、企業にとって“安くて使い勝手のよい”派遣労働を一層拡大させようとするものであり、我が国の雇用の在り方に重大な影響を及ぼす改悪法案と言わざるを得ない。また、労働者派遣制度の2つの世界標準の考え方である、「派遣は臨時の・一時的業務に限ること」及び「均等待遇」の両方を満たしておらず、低待遇を放置したまま常態的な間接雇用法制を実質的に導入するものである。さらに同法案が成立すれば、現行では派遣期間制限の対象外である専門26業務の派遣労働者も雇用打ち切りのリスクに晒されることとなり、派遣労働者の雇用不安が一層強まることは明らかである。

3. 同法案の国会審議前には、厚生労働省の局長が、本年10月に予定される「労働契約申込みなし制度」の施行前に法改正を行わなければあたかも専門26業務に従事する派遣労働者全体が失業するかのような怪文書を、与党を中心に配布していたことが明らかと

なった。法案審議の前提となる重要な情報を、全く根拠のない不正確な内容に歪曲し、国会審議を自らの都合のよい方向へリードしようとする厚労省幹部の行動は、極めて不誠実であり看過できない。

4. 民主、維新、生活の野党3党が、派遣労働者と派遣先に雇用される労働者との均等待遇の実現を図るために共同提出した、いわゆる「同一労働同一賃金推進法案」について、維新が与党との修正協議を単独で行い、同法案可決の見返りとして派遣法改正法案の採決に応じる方針に転じるなど、不可解な展開となった。また、国民生活に多大な影響のある年金個人情報流出問題が噴出したにもかかわらず、法案審議と年金問題の審議が断続的に行われ、原因究明が進まないばかりか、被害の範囲から明らかとなっていない。国民の目から見て極めてわかりにくく、労働者・生活者不在の委員会運営が行われたことは問題である。

5. 連合北海道は、参議院における労働者派遣法改正法案の徹底審議を強く求めるとともに、“生涯派遣で低賃金”的派遣労働者を拡大させる同法案を廃案に追い込むべく、組織の総力を挙げた取り組みを一層強力に展開していく。また、過労死を助長しかねない労働基準法の改悪についても阻止すべく、民主党北海道と連携して今後の国会内外での闘いに全力を尽くす。

[この記事のアドレス](http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=1553)

誰もが働きやすい環境づくりをめざして

2015年男女雇用機会均等法集会開催

2015年連合北海道「男女雇用機会均等法集会」が、6月13日、ホテルノースシティで開かれた。集会には、道内13産別1地区連合から150人が参加した。

はじめに主催者を代表し、連合北海道女性委員会・山田委員長が「1985年6月に男女雇用機会均等法が成立したことをふまえ、連合は6月を男女平等月間に設定し、さまざまな取り組みを展開している。法が施行され30年が経った現在も、まだ誰もが働きやすい職場環境とはなっていない。社会的にはまだ理解不足・浸透不足な部分が否めない。今日は改めてみんなで均等法を振り返って、法律の意味を考えていきたい」とあいさつした。

基調講演では、日本医療大学保健医療学部看護学科の林美枝子教授を講師に迎え、「男女雇用機会均等法30年を振り返って」をテーマに、文化人類学の視点から日本の男女平等の変遷等を解説いただいた。林教授は、「ジェンダーイコリティ」が重要であるとし、「日本は極めて筋金入りの性別文化圏であり、身体的

2015年男女雇用機会均等法集会



性別を基軸に役割分担がなされてきた。男女平等のための法律は少しずつジェンダーイコーリティに向かってきているものの、取り組みにはさまざまな課題が山積している」と講演。また、真の男女平等に向けては、既得権益についての課題に真摯に向き合わなければいけないとの指摘があった。講演後は、産別代表4名から発言があった。①自治労北海道臨時・非常勤等職員連絡会の佐藤るみ子さんからは、非常勤等職員の不安定な雇用の実態と、一部の雇用形態について無期雇用への転換を勝ち取ったこと、②北教組女性部の佐藤由美さんからは、教職員の長時間労働および正当な手当が支給されていない現状等をふまえ、ホワイトカラー・エグゼンプションへの懸念と、課題解決に向けた取り組みの推進等、③UAゼンセン男女共同参画推進委員会の加茂マユミさんからは、UAゼンセンの男女平等に関する「3つの目標」実現に向

けた取り組みと、自組織であるホーマックユニオンにおける、仕事と育児の両立を推進する取り組み等、④情報労連KDDI労組の小林美智子さんからは、ユニオンショップ化以降の非正規労働者の待遇改善に向けたこれまでの取り組みが、すべての働く仲間の労働条件向上につながったこと等、各組織の課題と取り組みについて報告を受けた。

最後に、女性委員会・内藤事務局長より「法整備が進んでいてもかかわらず、それが浸透していない職場が多く、男女平等の課題が後回しになっている。連合北海道は引き続き、女性も男性も働きやすい職場環境づくりに向け取り組みを展開するとともに、労働法制の改悪を阻止するために声を上げていく」と総括があり、閉会した。

〈この記事のアドレス〉<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=1543>

ノーベル賞作家 大江健三郎氏が記念講演 2015年度第1回「平和を考える集い」を開催

戦後70年の節目を迎え、改めて平和の尊さを確認し、これから平和社会を志向する起点として、昨年より連続して開催している「平和を考える集い」を、6月10日、かかる2.7において約550名の参加のもと開催した。

冒頭、主催者挨拶にたった出村良平事務局長は、特定秘密保護法や憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定、これに基づく諸関連法案改正の動きにふれ、「衆院で行われた憲法審査会でも、自民党が参考人として呼んだ憲法学者ですら法案は違憲であると明言している。世論調査でも多くの人が反対している状況にある。連合北海道としてもこの法案を成立させない取り組みを強化していく」と述べた。

引き続き、大江健三郎さんより作家人生において経験したことや回顧を通して、さまざまな思いが語



られた。その中で「1945年に敗戦を迎えた、軍国主義の社会から1年か2年で民主主義教育に変わっていた。生活面でも個人の権利があり、近代化の中で非常にめずらしい時代であった。」と当時を振り返り、民主主義の息づく社会の重要性についてふれた。また、チェコの作家ミラン・クンデラの作品とご自身の思いを重ね合わせながら語られた中で、「これまで人間が生きてきた場所を、次の世代の子どもたちが生き延びることの出来ない場所にしてしまうこと、それは自分達人間としての、根本的、本質的なモラリティ（倫理・道徳）に反するということ。この人間としての本質的なモラルが、それなしでは人間らしく生きていくことができない、その一番中心的な最後の条件となるものだ。次の10年の間に、次の世代が生きていく場所を残し続ける、私たちが文化を作る場所を守り抜く、これを最大の目的にすべき」と、これから私たちが進むべき将来の姿について示された。

連合北海道は、今後もこうした学習会を開催し、広く道民の方々と連携し、平和で民主的な社会の実現に向けて、組織の総力をあげて平和運動を展開していく。

〈この記事のアドレス〉<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=1538>



7月の主な動き

■最賛街頭署名行動

1日(水)12:00／札幌パルコ前

■最賛街頭署名行動

3日(金)12:00／大通西3丁目

■原爆パネル展

8日(水)10:00～10日(金)／かどる2・7

■地方連合会事務局長会議

10日(金)13:30／ベルサール神田

■労働文化を語るシンポジウム

10日(金)18:00／自治労会館

■7.14 1,000名札幌街頭大集会

14日(火)18:00／札幌パルコ前

■第22回中央執行委員会

16日(木)13:30／連合会館

■判例研究会

16日(木)18:30／かどる2・7

■労働法出前講座

17日(金)18:30／連合北海道会議室

■第2回平和を考える集い

21日(火)18:00／かどるホール

イベントカレンダー

■第3回政策委員会

22日(水)15:00／ポールスター札幌

■第10回執行委員会

23日(木)10:00／連合北海道会議室

■地域協議会活動推進会議

23日(木)13:30／ポールスター札幌

■地協事務局長会議

23日(木)16:00／ポールスター札幌

■労働法出前講座

24日(金)18:30／連合北海道会議室